

令和3年11月4日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

N95マスク等の個人防護具の取り扱いについて
(令和2年通知の廃止)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月10日と4月14日に発出された下記事務連絡を廃止する旨、厚生労働省が通知を行いましたので情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

(廃止される通知文)

- ・N95 マスクの例外的取扱いについて (令和2年4月10日付)
- ・サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて (令和2年4月14日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00212.html



【担当】
大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)